

池田泉州銀行でんさいネットサービスご利用規定

第1条（目的）

1. 池田泉州銀行でんさいネットサービスご利用規定（以下「本サービス規定」という）は、お客様（以下「利用者」という）が株式会社池田泉州銀行（以下「当行」という）を通じて、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット社」という）を電子債権記録機関とする電子記録債権および電子記録債権に関連する各種取扱い（以下「でんさいネットサービス」という）について必要な事項を定めることを目的とします。
2. 利用者がでんさいネットサービスを利用できるのは、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」（以下「でんさい規程」という）第2条第19号、第13条第3項に規定するでんさいネットサービス契約（以下「本利用契約」という）締結後に当行において所定の手続が完了し、当行から利用者に対して利用開始についての通知を行った時からとします。
3. 利用者がでんさいネットサービスを利用するにあたっては、でんさい規程、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則」（以下「でんさい細則」という）および本サービス規定に定める各条項に従うこととします。

第2条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 利用者は、でんさい規程第12条第1項第4号の要件を、現在満たすことを表明し、且つ将来にわたって満たすことを確約するものとします。
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して、でんさい規程第12条第1項第5号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

第3条（でんさいネットサービスの利用方法）

1. 利用者がでんさい規程第11条第2項、第23条第1項および第2項に規定するでんさいネットサービスを利用するにあたっては、当行の法人向けインターネットバンキング「インターネット EB」（以下「法人 IB」という）を通じて利用するものとします。法人 IB の利用にあたっては、別途「インターネット EB ご利用規定」（以下「法人 IB 規定」という）の各条項に従うこととします。
2. でんさい規程あるいはでんさい細則において、電子記録の請求方法が書面に限定されている場合、その他法人 IB を通じた取扱いができない場合は、前項によらずに当行営業店窓口で取扱うこととします。

第4条（サービス提供時間帯）

1. でんさい細則第4条第3項に規定する、利用者がでんさいネットサービスを利用することができる時間は、でんさい規程第2条第14号に規定するでんさいネットシステムが稼働する時間の範囲内で、別に当行が定める時間帯とします。
2. 本サービス規定第3条第2項における当行営業店窓口での取扱いは、前項に関わらず平日の当行営業日の午前9時から午後3時までとします。
3. 当日付けの電子記録の請求は、別に当行が定める時間内に手続が完了する場合のみ取扱いができるものとします。

第5条（債権者利用限定特約、保証利用限定特約、信託利用の申込方法）

1. 利用者が、でんさい規程第14条第1項に規定する債権者利用限定特約または保証利用限定特約を申込み場合は、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出し、当行において所定の手続が完了した後に取扱いができるものとします。
2. 利用者が、でんさい規程第37条に規定する信託の電子記録の請求をする場合は、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出し、当行において所定の手続が完了した後に取扱いができるものとします。

第6条（本利用契約解約の申出）

利用者が、でんさい規程第15条第1項の規定により本利用契約を解約する場合は、利用者は当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することとします。

第7条（本利用契約解除時の通知方法）

でんさい細則第8条第1項に規定するでんさいネット社または当行による本利用契約解除にかかる通知は、利用者に対して本利用契約解除後に当行所定の書面により通知することとします。

第8条（死亡した利用者の地位を承継した旨の届出方法）

でんさい細則第9条第1項に規定する利用者の死亡により、相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出をする場合は、届出相続人が、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することとします。

第9条（支払不能処分終了後の債権者利用限定特約の解除の申出方法）

利用者が、でんさい細則第10条第1項に規定する債務者利用停止措置の期間が経過した債権利用限定特約の解除を申し出る場合には、利用者は当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することとします。

第10条（利用者情報変更時の届出方法）

1. 利用者が、でんさい規程第19条第1項に規定する利用者登録事項の変更を届け出る場合は、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することで変更を届け出ることにします。
2. 前項の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第11条（本利用契約を承継した場合の届出方法）

でんさい規程第19条第3項に規定する本利用契約の地位を承継した旨を届け出る場合は、本利用契約の地位を承継した者が当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することとします。

第12条（利用者に破産手続開始の決定等の事由が生じた場合の届出方法）

利用者が、でんさい規程第20条に規定する利用者自身の破産手続開始の決定等の事由が生じた旨を届け出る場合は、利用者が当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することとします。

第13条（利用制限、利用制限解除の申出方法）

利用者が、でんさい細則第14条第1項、第2項に規定する利用者の申し出による電子記録の請求制限にかかる措置および解除を届け出る場合は、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することとします。

第14条（電子記録の請求を受け付けた場合の通知方法）

1. でんさい規程第25条第2項に規定する当行が利用者に対して行う電子記録の通知は、法人IB契約に届出の電子メールアドレスに送信することにより取扱うことにします。
2. 前項によらない場合は、本利用契約に届出のファックス番号に送信することにより取扱うことにします。
3. 前項において、利用者が本利用者契約にファックス番号の届出をしていない場合は、ファックスによる通知は送信されません。
4. 利用者が届出た電子メールアドレスとファックス番号が、利用者の責めにより利用者以外の者のアドレス、番号となっていたとしても、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第15条（指定許可～債務者請求方式で電子記録の請求が可能な電子記録義務者の制限）

利用者が、でんさい規程第26条第4項に規定する、電子記録権利者の電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限する場合は、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出し、当行において所定の手続が完了した後に取扱いできるものとします。

第16条（指定許可～債権者請求方式で電子記録の請求が可能な電子記録権利者の制限）

利用者が、でんさい規程第27条第3項に規定する、利用者自らを電子記録義務者とする電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限する場合は、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出し、当行において所定の手続が完了した後に取扱いできるものとします。

第17条（他の記録がされていない発生記録に対する変更記録請求の方法）

1. 利用者が、でんさい細則第23条第4項に規定する、他の記録（予約請求を含む）がされていない発生記録に対する変更記録を請求する場合は、法人IBの操作による変更記録の請求により取扱うこととします。
2. 利用者が、でんさい細則第23条第5項に規定する、電子記録を削除する旨の変更記録を請求する場合は、法人IBの操作による変更記録の請求により取扱うこととします。
3. 本サービス規定第3条第2項に該当する場合、利用者は前2項によらず、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することで変更を届け出ることができることとします。

第18条（単独請求による変更記録の請求方法）

利用者が、でんさい細則第25条第2項に規定する変更記録を請求する場合は、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することとします。

第19条（利用者が電子記録の訂正または回復すべき事由があることを知った場合の通知）

利用者が、でんさい細則第36条第6項に規定する、電子記録の訂正または回復すべき事由があると知った場合は、速やかに当行に通知するものとします。

第20条（決済口座）

1. でんさい規程第12条第1項第3号、でんさい細則第6条に規定する、決済用の預金口座の種別は、普通預金口座、決済用普通預金口座、当座預金口座とします。
2. 当行は、でんさい細則第39条第2項に規定する口座間送金決済時に、利用者の決済口座から債権金額の引落しをする際、当行の各種預金約定・規定、各種当座貸越約定等に関わらず、通帳・カードおよび払戻請求書または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

第21条（口座間送金決済時の債務者口座からの引落順序）

当行が、でんさい細則第39条第2項に規定する口座間送金決済時に、利用者の決済口座から債権金額の引落しをする際、同一の日に当該電子記録債権以外の引落しがある場合には、そのいずれかを引落すかは当行の任意とします。

第22条（利用者からの口座間送金決済の中止の申出方法）

利用者が、でんさい細則第42条第2項に規定する口座間送金決済の中止を申し出る場合は、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することとします。

第23条（異議申立預託金預入期限）

利用者が、でんさい規程第50条第2項に規定する異議申立預託金を預け入れる場合は、支払期日の午後3時までに申出するものとします。

第24条（第2号支払不能についての異議申立および異議申立預託金の預け入れ手続）

利用者が、でんさい細則第46条第1項に規定する第2号支払不能についての異議申立および異議申立預託金の預け入れる手続を行う場合は、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することとします。

第25条（不正作出の場合の異議申立預託金免除の申出方法）

利用者が、でんさい細則第47条第2項に規定する第2号支払不能事由が不正作出である場合の異議申立預託金の預け入れ免除の申出をする場合は、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することとします。

第26条（債権記録に記録されている事項の通常開示の請求方法）

1. 利用者が、でんさい細則第56条第2項第1号に規定する債権記録に記録されている事項の通常開示を請求する場合は、法人IBの操作により取扱うこととします。
2. 本サービス規定第3条第2項に該当する場合、利用者は前項によらずに、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することで通常開示を請求できることとします。

第27条（債権記録に記録されている事項の通常開示の方法）

1. でんさい細則第56条第7項第1号に規定する債権記録に記録されている事項の通常開示は、法人IBを通じて開示することとします。
2. 本サービス規定第3条第2項に該当する場合、当行は前項によらずに、当行所定の書面により通常開示することとします。

第28条（記録請求に際して提供された情報の通常開示の請求方法）

1. 利用者が、でんさい細則第58条第2項第1号に規定する記録請求に際して提供された情報の通常開示を請求する場合は、法人IBの操作により取扱うこととします。
2. 本サービス規定第3条第2項に該当する場合、利用者は前項によらずに、当行所定の書面を当行営業店窓口へ提出することで通常開示を請求できることとします。

第29条（記録請求に際して提供された情報の通常開示の方法）

1. でんさい細則第58条第5項第1号に規定する記録請求に際して提供された情報の通常開示は、法人IBを通じて開示することとします。
2. 本サービス規定第3条第2項に該当する場合、当行は前項によらずに、当行所定の書面により通常開示することとします。

第30条（手数料）

1. 利用者が、でんさいネットサービスを利用する場合は、当行は、でんさい規定第61条第1項に規定する当行所定の手数料を支払うものとします。当行所定の時期・方法により、利用者の手数料引落口座から引落しします。
2. 前項の手数料の引落としにあたっては、当行の各種預金約定・規定、各種当座貸越約定等に関わらず、通帳・カードおよび払戻請求書または当座小切手の提出を不要とします。
3. 当行は、手数料の金額は店頭またはホームページにて表示することとします。当行は、利用者に事前に通知することなく手数料を変更することができるものとします。
4. でんさい規程第15条または第16条により、本利用契約を解約または解除された元利用者が、でんさい細則第5条に規定する開示請求を行う場合についても、前項の手数料を支払うものとします。

第31条（本人確認情報の確認方法）

でんさい規程第64条第2項に規定する、利用者の本人確認のための情報が当行に登録されたものと一致することの確認は、法人IB規定に従い、利用者がログインID、パスワード、電子証明書等の法人IB規定の所定の情報（以下「電子証明書、パスワード等」という）をパソコンにより当行に送信する方法によるものとします。当行は送信された電子証明書、パスワード等と当行に登録された電子証明書、パスワード等の一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取扱います。

- (1) 利用者の意思による利用の申込み、または承諾の意思表示であること
- (2) 当行が受信した依頼内容が真正なものであること

第32条（利用者情報の取扱い）

利用者は、次の各項について予め同意するものとします。

- (1) でんさいネット社は、電子債権記録業の実施、でんさいの円滑な流通の確保およびでんさい規程第2条第7号に規定する参加金融機関（以下「参加金融機関」という）の与信取引上の判断のために、必要な範囲で利用者または本利用契約を解約しまたは解除された元利用者（以下「利用者等」という）の利用者情報を利用するとともに、参加金融機関等の第三者（以下「第三者」という）に対して、利用者等の利用者情報を提供します。
- (2) 当行は、参加金融機関業務の実施、でんさいの円滑な流通の確保、参加金融機関の与信取引上の判断および当行が以下<個人情報の利用目的について>に記載する当行の業務における利用目的の達成に必要な範囲で利用者等の利用者情報を利用するとともに、でんさいネット社または第三者に対して、利用者等の利用者情報を提供します。

〈個人情報利用目的について〉

- ① 当行の業務
 1. 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 2. 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 3. その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
 - ② 利用目的
 - ・ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ・ 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスのご案内を行うため
 - ・ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ・ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ・ 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ・ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ・ お客さまに対して、取引結果、預り残高等の報告を行うため
 - ・ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合やお預りしたビジネスマッチング情報等を当行取引先に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ・ 与信事業に際して債権譲渡等に関し債権の管理回収等に必要範囲で第三者に提供するため
 - ・ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ・ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ・ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ・ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ・ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ・ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ・ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- なお、銀行法施行規則等の規定に基づき、当行は、個人信用情報機関から提供を受けたお客さま（資金需要者）の借入返済能力に関する情報については、お客さまの返済能力の調査以外の目的のためには利用もしくは第三者提供いたしません。同様に、銀行法施行規則等の規定に基づき、当行は、業務を行う際に知り得たお客さまに関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

第33条（開示事項の同意）

でんさいネット社は、他の利用者または電子記録もしくは電子記録の請求に当たって提供された情報の開示を請求した者に対し、でんさい規程およびでんさい細則にもとづき、次に掲げる情報を提供します。利用者は、これらの情報が提供されることについて予め同意するものとします。

- (1) 発生記録における債務者の決済口座に係る情報
- (2) 譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報
- (3) 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
- (4) 利用者等の属性、利用者番号および代表者名
- (5) 譲渡記録における譲渡人に係る情報（決済口座情報を含む）

- (6)強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
- (7)支払不能事由に係る情報
- (8)異議申立の有無に係る情報
- (9)電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取消しに係る情報
- (10)その他でんさい規程およびでんさい細則で開示の対象となる情報

第34条（規定の変更）

1. 当行は、次の場合に本サービス規定を変更できるものとします。
 - (1) 利用者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
2. 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
3. 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。この場合、利用者は効力発生日の前日までの間、予告期間なく、かつ違約金を支払うことなく、第6条に定める方式で当行に申し出ることによって本契約を直ちに解約することができるものとします。

第35条（規定の準用）

本サービス規定に明文の定めのない事項については、でんさい規程、でんさい細則、法人IB規定、民法、電子記録債権法その他関連諸法令を適用又は準用するものとはします。

第36条（譲渡・質入）

本利用契約に基づく利用者の権利は、譲渡、質入することはできません。

第37条（準拠法、合意管轄）

1. 本利用契約の準拠法は、日本法とします。
2. 本利用契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上